

要介護認定の見直しに係る検証・検討会について

平成 21 年度の要介護認定の見直しについて

1. 4 月の見直し

(目的)

- ・ 最新の介護の手間を反映させる

(例) 「オムツ着用」から「排泄誘導」 → ケア量の増加

- ・ 市町村による認定のバラツキを減少させる

(例) 下肢麻痺あり A市：91.4% B市：43.6%

(内容)

上記事項に則して

- ・ コンピュータソフトに用いるデータ更新
- ・ 調査項目の定義の修正 (テキスト修正)

(例) 糖尿病でつめがない人のつめ切りの介助は「介助されていない」と評価

2. 4 月の見直しの問題点

- ・ 調査項目の定義の修正に問題があり、軽く判定されるケースが続出するとの不安の声があり、
「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」が設置され、同検討会で検証を行った

(対応)

- (1) 4 月～9 月は、不安解消のための経過措置を実施
- (2) 検証・検討会での検証の結果、非該当・要支援 1 等の軽度の割合が増加していることが確認されたことから再度の見直しの検討

3. 10月から認定方法を再度見直し

(内容)

- ・ 調査項目の定義（テキスト）の再度の修正

(例) 糖尿病でつめがない人のつめ切りの介助は、四肢の清拭等の代替行為で評価

4. 10月の見直しの影響について検証・検討会で検証（平成22年1月15日）

- (1) 自治体間のバラツキが相当程度小さくなった
- (2) 4月の見直しで影響のあった方に対し、適切な認定となった
- (3) 4月の見直しに伴う混乱がほぼ終息した

→適切な認定のため、さらに研修の充実等が必要との指摘

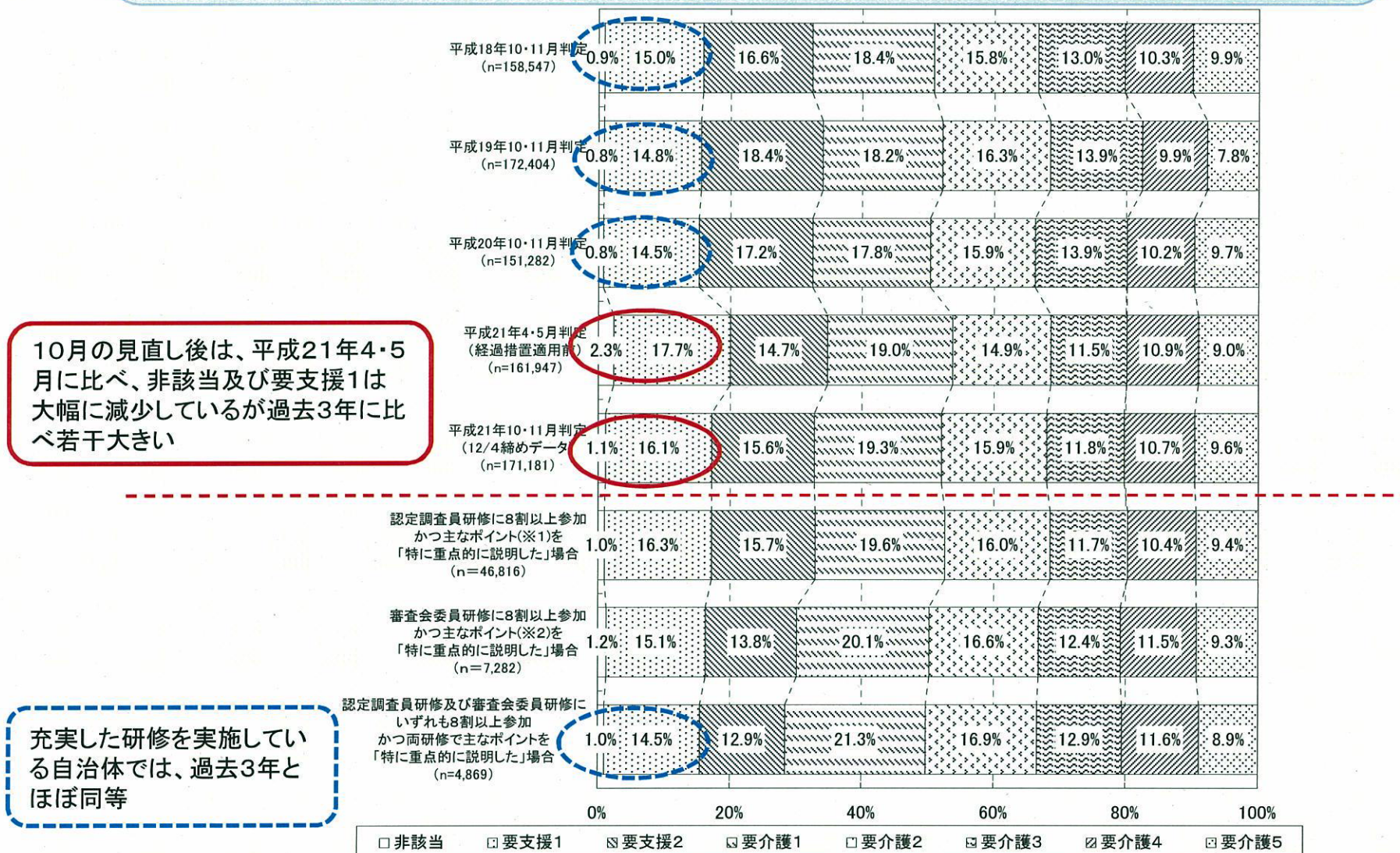


平成22年2月2日付け事務連絡において、より充実した研修の実施と特記事項の活用について改めて周知するよう各都道府県及び市区町村等へ依頼

(内容)

- ・ 認定調査員は、特に軽度者への認定調査に当たっては、「介助されていない」や「ない」等の選択肢を選択する場合でも、実際に介護の手間が発生している場合には、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。 等

二次判定結果の要介護度区分の比較(全体) (研修実施状況調査の結果をふまえた集計)



(※1) 認定調査員研修における5つのポイント全て (※2) 審査会委員研修における3つのポイント全て

「第4回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」取りまとめ

平成22年1月15日第4回要介護認定の見直しに係る検証・検討会

平成21年10月からの要介護認定方法の見直しに係る検証について

- 平成21年7月28日に開催された、第3回の要介護認定の見直しに係る検証・検討会では、昨年4月の要介護認定方法の見直しにより、非該当者及び軽度者の割合が増加したこと等を踏まえ認定調査員テキストを修正し、修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すべきとした。
また、厚生労働省に対し、見直し後の要介護認定の実施状況について、本検証・検討会に報告するよう求めた。
- 本検証・検討会の指摘を受けて、厚生労働省において、認定調査員テキストが修正され、市町村への情報提供や調査員等に対する研修が行われた上で、昨年10月より市町村等において新たな方法による要介護認定が開始された。今回、その実施状況について、厚生労働省から報告があった。
- まず、昨年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行い、非該当者となった方等に対し、市町村から再申請等を勧奨した結果、より適切な要介護認定となった。
4月からの見直しで影響があった方に対し、厚生労働省、自治体等の適切な連携により、迅速な対応が図られ、要介護認定の現場が概ね安定したことについては、一定の評価ができる。
- 次に、要介護認定のバラツキについては、全体的に相当程度小さくなっていることから、平成21年4月以降の見直しによって、要介護認定のバラツキを抑えるという制度改正の目的は一定程度達成できたと考えられる。
- ただし、要介護度別の分布については、昨年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、概ね同等の分布となったものの、過去3年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である。
- 本検証・検討会としては、これらの結果や、特記事項の活用が不十分であると思われる状況などを踏まえ、厚生労働省に対し、今後、各自治体等においてより充実した研修が実施されるよう対応を徹底するとともに、認定調査及び介護認定審査会における特記事項の活用について改めて周知することを求めたい。
- 以上により、平成21年4月に行われた要介護認定の見直しに伴う混乱については、ほぼ終息し、本検証・検討会の目的は概ね達成できたものと判断し、本検証・検討会は、今回で終了することとする。
- なお、今後の要介護認定のあり方等については、介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って、公開の場で議論を進めていくことが適当である。

要介護認定の見直しに係る検証・検討会 名簿

(敬称略・五十音順)

委員名	所 属
池田 省三	龍谷大学教授
石田 光広	東京都稲城市福祉部長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会会長
高橋 敏士	立教大学教授
高見 国生	社団法人認知症のひと家族の会代表
田中 聡子	社会福祉法人大慈厚生事業会ケアハウス大慈施設長
◎田中 滋	慶應義塾大学教授
対馬 忠明	健康保険組合連合会専務理事
筒井 孝子	国立保健医療科学院福祉サービス部 福祉マネジメント室室長
野中 博	医療法人社団博腎会野中医院院長
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
本間 昭	日本認知症ケア学会理事長
三上 裕司	日本医師会常任理事
結城 康博	淑徳大学准教授

(◎：座長)

要介護認定の見直しに係る検証・検討会開催要綱

1. 趣旨

平成21年度からの要介護認定について、見直しの影響についての検証を行うため、要介護認定の見直しに係る検証・検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

見直し後の要介護認定の実施状況を把握した上で、客観的なデータに基づいて検証を行う。

3. 検討会の運営等

(1) 検討会は、厚生労働省老健局長が招集する。検討会の庶務は、厚生労働省老健局老人保健課において行う。

(2) 座長を置き、委員の互選によりこれを定める。座長は検討会を総理する。

(3) 参考人の招致

座長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。

(4) 審議の公開

審議は原則公開とする。

(5) 検討スケジュール

平成21年4月に第1回会合を開催し、以後、必要に応じ適宜開催する。